

# 有限会社 ボートの新福商会 レンタルボート利用規則

## レンタルボート利用会員登録者資格

- ① 満20歳以上の個人で心身ともに健康な方。
- ② 入会金を納入された方。
- ③ 小型船舶2級以上の免許を所有している方で一般常識を持ち合わせた方。
- ④ 登録者としてふさわしい品格と信用があり海を愛し誇りを持って、シーマンシップを遂行できる方。
- ⑤ 暴力団および之に準ずる団体の構成員等は登録できません。
- ⑥ 登録審査により、登録をお断りさせていただく場合があります。
- ⑦ 審査の結果、登録をお断りした場合の審査内容にはお答えできません

## レンタルボート利用会員期間

- ① 会員登録した日から1年間とします。ただし、登録期間中に2回以上の利用があった場合は、同一条件を持って更に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

## レンタルボート利用会員資格の喪失

- ① レンタルボート利用規則を守らなかった場合。
- ② 利用料金、損害賠償請求の支払いを滞納し催告に応じない場合。
- ③ レンタルボート業務の運営を妨害した場合。
- ④ 他の利用者、及び当社の信用を傷つけ、秩序を乱した場合。
- ⑤ レンタルボート業務を全廃した場合。
- ⑥ 登録者が「レンタルボート利用登録者資格」で定める登録者としての資格条件を欠いていることが判明した場合。
- ⑦ 除名された場合。
- ⑧ 死亡した場合。
- ⑨ ご本人様から、退会の申し出があった場合。入会金の返金はありません。
- ⑩ 資格喪失中は、レンタル艇及び、当社施設の利用はできません。

## 申込書類

- ① 会員登録申込書に必要事項をご記入、ご捺印の上、提出してください。
- ② 申込時、海技免状のコピーを添えて提出してください。

## 申込場所

- ① 有限会社ボートの新福商会へ直接お申し込みください。

## 利用可能日

- ① 当社営業日のみ。
- ② レンタル艇のメンテナンス、または何らかの事情により利用が不可能と当社が認めた場合、必要最低限の臨時休業を設け、利用制限を行い予約を解消することがあります。
- ③ 利用制限時の予約解消の場合、宿泊費、交通費等、すべての費用は利用者負担となります。

## 利用可能時間

- ② 8:00～17:00(9時間)
- ③ 8:00 以前の早朝出航は、以下に記す条件を満たす場合のみ可能です。
- ④ 過去に1回以上ご利用経験のある方で、レンタル艇の性能、点検方法、操作方法及び係留方法、港内ル

ールを熟知していると、当社が認めた方。

- ⑤ 早朝出航時における、エンジン始動不良、艇の救助には対応できません。
- ⑥ 帰港予定時刻 17:00 を過ぎて、指定の連絡手段で連絡が取れない場合、関係機関に通報し、捜索を開始します。その際の費用はすべて利用者に請求いたします。

### 利用可能区間

- ① 桜島フェリー航路(鹿児島本港～桜島)以南から南九フェリー(山川～根占港)以北。  
(特に南側は航行区域違反航行になり罰則があります。1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)
- ② 利用可能区間外で艇を使用の場合、救助、海上修理の対応はいたしません。

### 利用料金

- ① レンタル艇ごとに異なります。別紙を参照してください。
- ② レンタルポート利用料は、燃料価格等の変動により価格改定することがあります。その場合、利用登録者には1ヶ月前にお知らせいたします。

### その他の費用(損害賠償)

- ① 救助、海上修理費用は、レンタル艇に故意または明らかな過失があった場合を除き、全て利用者の負担となります。料金は別紙を参照ください。
- ② 利用者は、利用登録者及び同乗者のレンタル艇使用に際し、自らの過失により発生した、レンタル艇、第三者に与えた損害に対して、その損害賠償を負うものとします。
- ③ 利用者は、利用者過失による法令違反に対する関係機関の事情聴取等が行われた際、利用者本人及び当社社員に係わる全ての費用を負担していただきます。
- ④ 17:00 を過ぎての帰港の場合、延滞料損害金として利用レンタル艇の16時間分の利用料を請求いたします。
- ⑤ 利用者は、事故状況により、当社が加入するプレジャーボート保険の適用を受けることができます。

### 予約

- ① レンタル艇の利用予約はご利用希望日の2ヶ月前より前日の午後3:00までの期間で受付いたします。
- ② 1予約で2回までの予約が可能です。2ヶ月間に2回の予約が取れます。
- ③ 2回予約をされた場合、1回の予約を消化後、次の予約を取ることができます。
- ④ 予約は、電話、FAX、Eメール及び当社ホームページの予約フォームより受付いたします。
- ⑤ 予約時または予約受付後に、利用料金、救助費、修理費、損害賠償等の当社に対する費用が未納の場合、予約を取り消しさせていただきます。
- ⑥ 「レンタルポート利用登録者資格」取得者以外の予約はできません。利用登録者資格を偽って予約した場合、予約受付後でも、予約を取り消しさせていただきます。
- ⑦ 利用登録者は、第三者をもって予約したことが発覚した場合、「レンタルポート利用登録者資格」取得者から除名いたします。

### 予約キャンセル

- ① 利用者都合によるキャンセルは、当日及から2日前の場合、キャンセル料としてレンタル予約艇の料金の8時間分が発生いたします。後日請求書を発送しますので、指定の口座へお振込みください。
- ② 予約日より3日前以前のキャンセルにつきましては、キャンセル料は無料です。
- ③ 悪天候等により出航不可能と当社が判断した場合、キャンセル料はいただきません。
- ④ 利用者居住地域の悪天候による当日のキャンセルは、利用者都合のキャンセルとみなし、キャンセル料が発生いたします。

## 出航受付

- ① 海技免状、行動予定表を事務所に提出し、予約を確認してください。
- ② 出航後の当社との連絡手段を確認いたします。
- ③ 早朝出航時の受付は、前日の8:00から15:00までに電話で利用登録者が予約確認を行い、行動予定表を利用時まで提出する。提出方法は、FAX、Eメール、ポストへの投函の何れから選択し、提出する。
- ④ 早朝出航時、行動予定表の提出無しで出航した場合、盗難とみなし、関係機関へ通報し、「レンタルボート利用登録者資格」取得者から除名いたします。
- ⑤ 行動予定表の記入は、船長責任とし、同乗者の情報は特に詳しくご記入ください。利用当日の同乗者の変更があった場合、速やかにご連絡ください。記入内容に虚偽があった場合、「レンタルボート利用登録者資格」取得者から除名いたします。

## 出航前点検

- ① 出航前にスタッフと共にレンタル艇の現状確認を行います。
- ② 点検内容は、チェックシートに基づき、船体の損傷、プロペラの状態、燃料量、検査証および法廷備品の格納場所、エンジンの冷却水量、エンジンオイルの潤滑等の状況を確認します。
- ③ 早朝出航時は、利用者本人が点検を行います。不具合があった場合、早朝出航を中止し、当社の営業開始後スタッフの確認を受けた上、出航してください。

## 帰港後点検

- ① 帰港後に洗艇及びごみの処分をしていただきます。
- ② スタッフと共にレンタル艇の点検、係留状態の確認、現状確認を行います。
- ③ チェックシートの記入をしていただきます。

## 精算

- ① 帰港後に事務所にて現金で精算していただきます。
- ② 延滞料、レスキュー費用等が発生した場合も帰港後、事務所にて精算してください。

## その他注意事項

- ① 気象状況により、出港停止または利用区域の制限をお願いする場合があります。
- ② 予約艇の不具合により、ご利用艇の変更をお願いする場合があります。
- ③ 利用登録者は、マリーナ内及び海上において、同伴者の行動や支払い等に関してすべての責任を負うものとします。
- ④ 「レンタルボート利用登録者資格」取得者以外のご利用はできません。利用登録者は必ず同乗し船長として責任を持ってご利用ください。
- ⑤ 本利用規則は予告なく変更する場合があります。その際は改めて、「レンタルボート利用登録者資格」への登録をお願いすることがあります。